

「京都観光モラルの実勢促進（仮称）キャンペーン」広報業務 仕様書

1 事業の趣旨・目的

観光の再開を見据え、持続可能な京都観光を実現するために、市民や観光客に対して、訪問先の地域や環境に与える影響を自覚して行動する観光の周知・理解を促進することを目的に、京都観光行動基準（以下「京都観光モラル」という。）の実践促進キャンペーン（仮称）を実施する。

本キャンペーン実施を通じて、市民や観光客、参加事業者に対し、京都観光モラルを効果的に周知するための各種広報ツールの制作及び広報媒体の提案を求めるもの。

2 キャンペーンの概要

事前に本キャンペーンへの参加登録を行った対象者に対し、参加店舗において、特別なプランやサービス（以下「特典」という。）を提供するとともに、京都への再来訪を促すため、抽選で、食事券や宿泊券等をプレゼントする。

(1) キャンペーン対象者

事前に京都観光モラルの趣旨を理解し、本キャンペーンへの参加登録を行うとともに、店頭にてキャンペーン参加登録証及びワクチン接種証明又はPCR検査等の陰性証明を提示された方

(2) 参加事業者

京都観光モラルの周知・実践に御協力いただくとともに、キャンペーン対象者に特典を提供することができる市内の飲食店及び小売店（土産物店）等

(3) 抽選プレゼント

キャンペーンに参加したお客様に、抽選で、食事券や宿泊券等をプレゼント

(4) 実施期間

令和3年11月から2箇月程度（予定）

※新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、開始時期を設定

3 業務期間

契約締結日から令和3年12月31日まで

4 委託（予定）業務内容

(1) 広報ツールの制作

- ・キャンペーンの趣旨を効果的に伝えるためのキービジュアルの提案
- ・広報に要するポスター、チラシ等印刷物の制作

(2) 広報業務

- ・キャンペーン周知に係る広報計画の策定・実施
 - ※京都市営地下鉄や市バスに掲出する交通広告については、委託者が京都市交通局に対して直接申込みを行うため、本業務に含まない。
- ・メディア露出のクリッピング

5 実績報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過や成果等を実績報告書等として2部作成し、事業完了後、令和4年1月31日までに提出すること。
- (2) 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者の事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

6 予定価格

15,000,000円

※金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※上記金額には、委託業務の内容に実施に係る全ての費用を含む。

7 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当協会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として当協会に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当協会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当協会の指示するところによるものとする。